

京都市民間保育園等への人件費等補助金等及び園運営の実態に係る調査結果 (令和4年度分)並びに今後の対応について

本市が民間保育園及び認定こども園(以下、「園」という。)を対象として交付する人件費補助については、令和元年度分及び2年度分の調査で明らかとなった課題等を踏まえ、持続可能な子育て支援制度を構築するため、令和4年度に京都市民間保育園等への人件費等補助金(以下、「人件費等補助金」という。)をはじめとする新たな人件費補助制度へと再構築いたしました。

今回、新たな人件費補助制度の初年度に当たる令和4年度分の状況及び園運営の実態について調査を行いましたので、その結果及び結果を踏まえた今後の対応について、御報告いたします。

1 人件費等補助金等(令和4年度分)の状況(詳細は別紙1-1～別紙1-4参照)

(1) XYZの分布状況(※1)

- 266園中(※2)、3職種(保育士等、調理師等、事務員等)全体では、**X園が57園(約22%)、Y園が102園(約38%)、Z園が107園(約40%)**。
- 職種別では、保育士等はX園が100園(約38%)、Y園が97園(約36%)、Z園が69園(約26%)。調理師等はX園が41園(約16%)、Y園が77園(約29%)、Z園が148園(約56%)。事務員等はX園が52園(約20%)、Y園が73園(約27%)、Z園が141園(約53%)。

	X園	Y園	Z園
3職種	57園 (21.5%)	102園 (38.3%)	107園 (40.2%)
保育士等	100園 (37.6%)	97園 (36.5%)	69園 (25.9%)
調理師等	41園 (15.5%)	77園 (28.9%)	148園 (55.6%)
事務員等	52園 (19.6%)	73園 (27.4%)	141園 (53.0%)

※1 X園、Y園、Z園の分類について

X園：人件費等補助金における支出認定額が、収入認定額よりも少ない園

Y園：人件費等補助金における支出認定額が、収入認定額以上、人件費等総収入(収入認定額、人件費等補助金(障害児加配補助金は除く)、収入認定額の算定に当たって国給付費から控除している額(国給付費基本分単価(人件費相当部分)の6.5%)も含めた人件費に係る総収入。以下同じ。)以下の園

Z園：人件費等総収入よりも、人件費等補助金における支出認定額が大きい園

→ X園は人件費等補助金の対象外、Y園、Z園は補助上限額の範囲において、人件費等補助金の対象

※ 3職種全体でX園の場合であっても、職種によってY園、Z園のものがあれば、当該職種については人件費等補助金の対象となり得る。

※2 令和4年度中に廃園した1園及び令和4年度は人件費等補助金の対象外であった1園を除く。

(2) 補助金額の状況

- ・ 266園に対する人件費等補助金の総支給額は、保育士等分で約9億円、調理師等分で約5億円、事務員等分で約6億円、3職種合計で約20億円であった。
- ・ 3職種合計の平均支給額は約7百万円で、最大支給額は約33百万円、最少支給額は0円であった。
- ・ 障害児加配補助金の総支給額は約10億円、平均支給額は約4百万円で、最大支給額は約16百万円、最少支給額は0円であった。

(単位：千円)

	総支給額 (※1)	園平均	最大額 (※2)	最少額
人件費等補助金				
3職種	1,993,000	7,492	33,097	0
保育士等	931,998	3,504	26,381	0
調理師等	471,460	1,772	5,500	0
事務員等	589,542	2,216	6,868	0
障害児加配補助金	1,012,183	3,805	15,945	0

※1 出納閉鎖後に行った最終精算（法人決算書との照合等）の結果を踏まえた額であるため、決算額とは一致しない（以下同じ）。

※2 人件費等補助金における最大額の施設は同一ではないため、職種別の最大額の合計と3職種の最大額は一致しない。

(3) 補助金額の増減分布（令和3年度比）

- ・ 令和3年度と比較し、令和4年度の補助金額が増加した園は約2割（52園）であり、減少した園は約8割（214園）であった。

補助金（※）の増減区分 （4年度－3年度）	園数	割合
増加園	52園	19.5%
減少園	214園	80.5%
▲1,000千円未満	20園	7.5%
▲1,000千円以上～▲3,000千円未満	27園	10.2%
▲3,000千円以上～▲5,000千円未満	20園	7.5%
▲5,000千円以上～▲10,000千円未満	64園	24.1%
▲10,000千円以上～▲20,000千円未満	65園	24.4%
▲20,000千円以上～▲30,000千円未満	16園	6.0%
▲30,000千円以上	2園	0.8%

※ 令和4年度分：人件費等補助金及び障害児加配補助金の合計額。

令和3年度分：京都市民間保育園等職員の給与等運用事業補助金、通勤手当助成、定員弾力化対策費、夜間保育対策費（人件費相当分）、1歳児加配対策費、障害児保育対策費の合計額

- ・ なお、補助金額が大きく減少した園（1千万円以上減少した園）に占めるZ園の割合（41.0%）は、全園に占めるZ園の割合（40.2%）と大きく変わらないことから、補助金増減額とXYZ判定との間に、大きな因果関係は認められない。

補助金の増減区分 (4年度－3年度)	園数	3職種計		
		X園	Y園	Z園
合計	266園	57園 (21.5%)	102園 (38.3%)	107園 (40.2%)
増加園	52園	16園 (30.8%)	16園 (30.8%)	20園 (38.4%)
減少園	214園	41園 (19.1%)	86園 (40.2%)	87園 (40.7%)
▲10,000千円未満	131園	30園 (22.9%)	48園 (36.6%)	53園 (40.5%)
▲10,000千円以上	83園	11園 (13.2%)	38園 (45.8%)	34園 (41.0%)

(4) 補助金の状況に係る考察

- ・ 補助金増減額とXYZ判定との間に大きな因果関係は認められないことから、補助制度の再構築が各園の人件費収支（3職種）の状況に大きな影響を与えたとはいえないと考えられる。

2 人件費収支の状況（令和4年度分）

(1) 人件費等補助金の対象職種の人件費（保育士等、調理師等、事務員等のうち、第2号・3号認定子ども分に係る人件費）について

- ・ 国給付費基本分単価（人件費相当分）の6.5%の控除など、人件費等補助金の算定方法に基づき算出した人件費の収支差額は、全体で約5億円、収入が支出を上回っているが、園平均は約184万円であり、概ね均衡しているといえる。

	保育士等 (障害児分含む)	調理師等	事務員等	3職種計
園収入(①)	約260億円	約35億円	約10億円	約305億円
国給付費等(※1)	約229.8億円	約28.3億円	約4.4億円	約262.5億円
6.5%控除額	約10.5億円	約1.4億円	約0.2億円	約12.1億円
人件費等補助金等(※2)	約19.4億円	約4.7億円	約5.9億円	約30.0億円
園支出(②)(※3)	約249億円	約37億円	約14億円	約300億円
収支差(①-②)	約11億円	▲約2億円	▲約4億円	約5億円
収支差(園平均)	4,144千円	▲811千円	▲1,499千円	1,835千円
収支差(最大額)	42,633千円	15,000千円	1,908千円	37,614千円
収支差(最小額)	▲22,476千円	▲8,721千円	▲46,838千円	▲59,497千円

※1 人件費等補助金における収入認定額（6.5%控除後の国給付費及び条例基準部分補助金）。

※2 障害児加配補助金を含む。

※3 人件費等補助金制度における支出認定額と一致（職員1人当たり算入上限を適用した人件費に、人件費以外の対象経費（職員の紹介手数料や調理業務委託など、人件費に類する費用として本市が認める経費。以下同じ。）を加え、他補助金等で交付される経費を除いた額）。

(2) 3職種以外（園長等）、第1号認定子ども分等を含めた総人件費について

ア 全体の状況

- ・ 上記(1)のとおり収入認定額からの控除額等により、令和元年度～3年度と同様、園収入が園支出を上回っている（約13億円）が、収支差額は、令和3年度（約26億円）と比較すると約13億円圧縮・改善した。このことは、人件費に係る収入の他用途（人件費以外の経費）への弾力運用が減った結果であり、人件費等補助金の制度の趣旨に適った状況である。

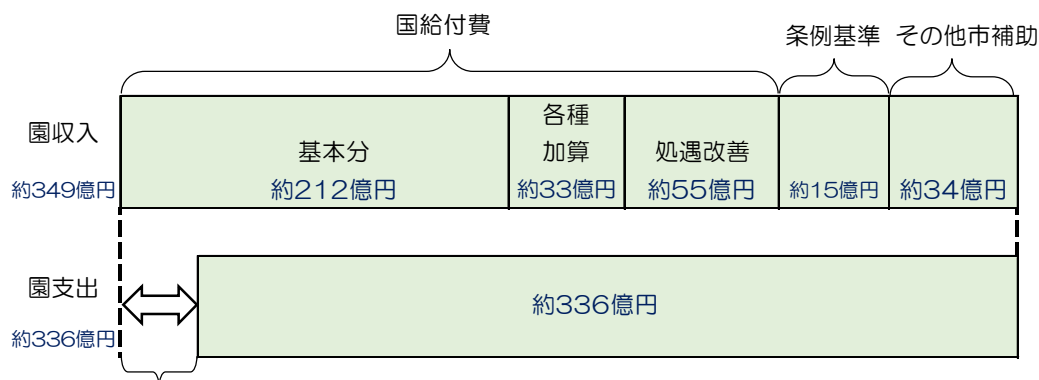
※ 収支差額について、令和2年度は約22億円、令和元年度は約26億円であり、これらと比較しても、圧縮・改善している。

- ・ 収支差額の園平均は約493万円、また、最大額は約6,167万円、最小額は▲約5,216万円であり、園平均及び最大額は、令和3年度（園平均は約989万円、最大額は約8,097万円）よりも圧縮・改善している。

- ・ なお、差額の13億円は人件費以外に弾力運用されており、その運用先を全て特定することはできないが、運用先の1つであると考えられる単年度積立金は令和3年度から増減なし、他会計等繰出金は約4億円減少という状況であった。

	4年度調査結果	3年度調査結果	4年度－3年度
園収入 (①) (※1)	約349億円	約359億円	▲約10億円
園支出 (②) (※2)	約336億円	約333億円	+約3億円
収支差 (①－②)	約13億円	約26億円	▲約13億円
収支差 (園平均)	4,925千円	9,885千円	▲4,960千円
収支差 (最大額)	61,667千円	80,973千円	▲19,306千円
収支差 (最小額)	▲52,155千円	▲44,118千円	▲8,037千円
単年度積立金	約3億円	約3億円	0円
他会計等繰出金	約5億円	約9億円	▲約4億円
累積積立金+期末資金残高	約234億円	約228億円	+約6億円
園数	266園	268園	▲2園

- ※1 令和4年度分として支給・精算された国給付費、条例基準部分補助金及びその他市補助金（人件費等補助金、障害児加配補助金、時間外（延長）保育事業、一時預かり事業、医療的ケア児保育支援対策費、京都市地域子育て支援事業）の人件費相当額（嘱託医分を除く）。
- ※2 令和4年度の人件費の法人決算額（嘱託医を除く。）に人件費等補助金の算定に含めている人件費以外の対象経費を加えた額。



差額（黒字）は 約13億円 であり、人件費以外の経費に弾力運用されている

（参考）人件費以外の経費（例）

単年度積立額	他会計繰出金
約3億円	約5億円

※令和4年度末の各法人の累積積立額等は約234億円

イ 職種別の状況（詳細は別紙2参照）

- ・ 保育士等は約25億円、収入が支出を上回る。
- ・ 一方、調理師等は約1億円、事務員等は約4億円、園長は約5億円、支出が収入を上回るが、いずれの職種についても、令和3年度と比較して、収支差額は圧縮・改善している（保育士等は約18億円、調理師等は約1億円、事務員等は約3億円、園長は約2億円、それぞれ収支差額が圧縮）
- ・ なお、調理師等、事務員等については、支出額は増加しているものの、収入額がそれ以上に増加したことにより、収支差額が圧縮・改善している。

(単位：百万円)

	4年度調査結果			3年度調査結果			4年度－3年度		
	収入	支出	差額 (入-出)	収入	支出	差額 (入-出)	収入	支出	差額 (入-出)
保育士等	28,294	25,830	2,464	30,272	25,999	4,273	△1,978	△169	△1,809
調理師等	3,553	3,646	△93	3,285	3,458	△173	268	188	80
事務員等	1,096	1,455	△359	621	1,286	△665	475	169	306
園長	1,910	2,417	△507	1,762	2,448	△686	148	△31	179
合計	34,853	33,348	1,505	35,941	33,190	2,751	△1,087	157	△1,244

※ 端数処理により合計や差額が一致しない場合がある。

※ その他職員(理事長や警備員等)の人件費に係る収支等は集計していないため、合計は前記アと一致しない。

ウ 平均人件費の状況 (詳細別紙2)

- 令和3年度と比較し、令和4年度の職員ごとの人件費の平均額は保育士等、調理師等において増加、中央値は保育士等、調理師等、事務員等の3職種全てにおいて増加した。

(単位：千円)

	常勤職員の人件費					
	平均			中央値		
	4年度	3年度	差額 (4-3)	4年度	3年度	差額 (4-3)
保育士等	5,555	5,393	162	5,363	5,299	64
調理師等	5,114	4,968	146	4,969	4,915	54
事務員等	5,333	5,349	△16	5,238	5,214	24

(3) 人件費以外も含めた保育事業に係る全体収支(事業活動収支)

- 人件費以外も含めた保育事業に係る全体収支(事業活動収支)においては、園収入(約430億円)が園支出(約411億円)を約19億円上回った。
- 収支差額の約19億円は、施設整備等による支出や、積立金、他会計繰出金、内部留保などその他の活動による支出といった、人件費をはじめ保育事業以外の経費に運用されているが、令和3年度(約28億円)と比較すると、約9億円減少している。

<人件費以外も含む園全体の収支(事業活動収支)について>

※事業活動収支合計額は、各法人の令和4年度の決算書等から引用

事業活動収入 約430億円	人件費収入 約349億円 (国給付費：約300億円、条例基準：約15億円、その他市補助：約34億円)	人件費以外の 事業活動収入 約81億円
事業活動支出 約411億円	人件費支出額 約336億円	人件費以外の 事業活動支出 約76億円

(参考) 令和3年度

事業活動収支差	： 約28億円
人件費収支差	： 約26億円
人件費以外収支差	： 約2億円

事業活動収支差	： 約19億円
人件費収支差	： 約13億円
人件費以外収支差	： 約6億円

→19億円は人件費以外の経費に運用

※ 端数処理により合計や差額が一致しない場合がある。

- 園ごとで事業活動収支の状況を見ると、黒字の園が196園（73.7%）、赤字の園が70園（26.3%）で、**全体の約4分の3が黒字**である。
- XYZの分類ごとに見ると、X園は50園（87.7%）、Y園は87園（85.3%）が、**Z園でも、半数以上の59園（55.1%）が黒字**である。

（単位：園）

	総数	黒字	赤字
X園	57	50（87.7%）	7（12.3%）
Y園	102	87（85.3%）	15（14.7%）
Z園	107	59（55.1%）	48（44.9%）
全体	266	196（73.7%）	70（26.3%）

- また、事業活動支出に占める人件費以外の支出の割合を見ると、物価高騰等の影響もあると推察される中、全体としてはわずかに割合が増加しているものの、約4割の園では、割合が減少している。

（単位：園）

	園数	令和3年度	令和4年度	（令和3年度比）		
				割合減少園	割合増加園	増減なし園
X園	57	23.4%	23.6%	27（47.4%）	28（49.1%）	2（3.5%）
Y園	102	18.7%	19.2%	44（43.1%）	55（53.9%）	3（3.0%）
Z園	107	16.8%	17.1%	45（42.1%）	58（54.2%）	4（3.7%）
合計	266	19.0%	19.3%	116（43.6%）	141（53.0%）	9（3.4%）

- なお、内部留保や積立金は、いずれも減少した園よりも増加した園の方が多い。
- また、減少している園に占めるZ園の割合は高いが、Z園であっても増加している園、X園やY園であっても減少している園もあり、状況は様々である。

（単位：園）

		園数	3職種		
			X園	Y園	Z園
内部留保 （累積）	R3→R4増加	158	35（22.2%）	73（46.2%）	50（31.6%）
	R3→R4減少	100	21（21.0%）	26（26.0%）	53（53.0%）
	増減なし	8	1（12.5%）	3（37.5%）	4（50.0%）
積立金 （累積）	R3→R4増加	118	21（17.8%）	58（49.1%）	39（33.1%）
	R3→R4減少	61	7（11.5%）	19（31.1%）	35（57.4%）
	増減なし	87	29（33.3%）	25（28.8%）	33（37.9%）
全体		266	57（21.5%）	102（38.3%）	107（40.2%）

(4) 収支の状況に係る考察

- 前記（1）のとおり、人件費等補助金の対象職種の人件費の収支差額が概ね均衡していることから、補助金の規模は適正であると考えられる。
- また、前記（2）のとおり、総人件費、職種別人件費の収支差額が圧縮・改善していること、常勤職員の人件費が定期昇給等を含め増加しており、全体として処遇は維持されていることから、人件費等補助金の目的は達成されていると考えられる。
- なお、前記（3）のとおり、事業活動収支は約4分の3で黒字だが、X園、Y園、Z園を問わず、事業費の節減や積立金の活用等も含め、全体の運営の中で、様々な工夫がされていることが伺える。

3 園運営の実態に係る調査結果（詳細は別紙3参照）

(1) 回答数

221園／267園（約83％）

※ 令和4年度の民間保育園等（認定こども園のうち幼稚園型を除く。）268園のうち、同年度中に廃園した1園を除く267園が調査対象。

(2) 令和4年度分の職員給与の見直し状況等

ア 見直し状況

- ・ 221園の約3分の2に当たる136園（約62％）で「実施なし」であったが、「引下げのみ」を実施した園も66園（約30％）あった。
- ・ また、「引上げのみ」を実施した園は4園（約2％）、「引上げと引下げを両方実施」した園は14園（約6％）であった。

（単位：園）

施設数	回答数	令和4年度分の給与見直しを					
		① 実施しなかった	② 実施した	方向性			
				引下げのみ	引上げのみ	両方	未回答
267	221	136(61.5%)	85(38.5%)	66(29.9%)	4(1.8%)	14(6.3%)	1(0.5%)

イ 「引下げのみ」を実施した園のXYZ判定

- ・ 66園中、3職種全体のXYZ分布は、X園が8園（約12％）、Y園が21園（約32％）、Z園が37園（約56％）であった。

※ Z園37園のうち27園は、令和4年度の人件費に係る補助金額が、令和3年度と比較して減少したため、本年度から実施している「持続可能な園運営に向けたサポート」（人件費等補助制度を再構築した後であっても、各園が将来にわたって持続可能な園運営が実現できるよう、園運営の見直し等に係る意思表示を行う場合に、令和5年度から令和7年度までの3年間、本市としてサポートを行うもの）の対象。

（参考）令和4年度決算に係る持続可能な園運営に向けたサポートの実施状況
対象園：77園、支援総額：283,627千円

- ・ 職種別では、保育士等はX園が12園（約18％）、Y園が32園（約49％）、Z園が22園（約33％）。調理師等はX園が6園（約9％）、Y園が26園（約39％）、Z園が34園（約52％）。事務員等はX園が10園（約15％）、Y園が17園（約26％）、Z園が39園（約59％）。

（単位：園）

施設数	令和4年度分の給与を「引下げのみ」実施	XYZ判定			
		X園	Y園	Z園	
267	66	3職種	8 (12.1%)	21 (31.8%)	37 (56.1%)
		保育士等	12 (18.2%)	32 (48.5%)	22 (33.3%)
		調理師等	6 (9.1%)	26 (39.4%)	34 (51.5%)
		事務員等	10 (15.1%)	17 (25.8%)	39 (59.1%)

ウ 「引下げのみ」を実施した一番の理由

- 66園中、人件費の収支状況を理由とする「XYZ判定」が24園（約36%）で最も多く、続いて、補助単価や経験年数加算の上限、他職種への充当禁止といった人件費等補助金の仕組みを理由とする「人件費等補助金の補助制度」が14園（約21%）であった。

(単位：園)

施設数	令和4年度分の給与を「引下げのみ」実施	「引下げのみ」の理由				
		人件費等補助金に由来する理由			人件費等補助金以外の理由	未回答
		XYZ判定	補助制度	その他理由		
267	66	24(36.3%)	14(21.2%)	12(18.2%)	5(7.6%)	11(16.7%)

- 「XYZ判定」を一番の理由とした24園のうち、3職種全体のXYZ分布は、X園が3園（約12%）、Y園が4園（約17%）、Z園が17園（約71%）であった。

(単位：園)

施設数	XYZ判定を一番の理由に令和4年度分の給与を「引下げのみ」実施	XYZ判定			
		3職種	X園	Y園	Z園
		267	24	事務員等	6 (25.0%)
		調理師等	4 (16.7%)	6 (25.0%)	14 (58.3%)
		保育士等	5 (20.9%)	8 (33.3%)	11 (45.8%)
			3 (12.5%)	4 (16.7%)	17 (70.8%)

エ 「引下げのみ」を実施した園における引下げ対象の職種及び勤務形態

- 66園中、園長と保育士等は各63園（約95%）、調理師等は60園（約91%）、事務員等は37園（約56%）で引下げの対象とされ、3職種以上を引き下げた園が61園（約92%）であった一方、特定の1職種のみ引き下げた園は3園（約5%、いずれも園長のみ引下げ）であった（複数回答可）。

(単位：園)

施設数	令和4年度分の給与を「引下げのみ」実施	引下げ対象の職種				
		園長	保育士等	調理師等	事務員等	その他職員
267	66	63(95.4%)	63(95.4%)	60(90.9%)	37(56.1%)	8(12.1%)

(単位：園)

施設数	令和4年度分の給与を「引下げのみ」実施	引下げ対象は何職種か				
		1職種	2職種	3職種	4職種	5職種
267	66	3(4.5%)	2(3.0%)	24(36.4%)	33(50.0%)	4(6.1%)

- また、引き下げた勤務形態は、66園中、常勤が65園（約98%）、非常勤が29園（約44%）であった（複数回答可）。

オ 「引下げのみ」を実施した園における引下げ内容

- 66園中、賞与を引き下げた園が57園（約86%）、本給を引き下げた園が26園（約39%）、各種手当を引き下げた園が8園（約12%）であった（複数回答可）。

（単位：園）

施設数	令和4年度分の給与を「引下げのみ」実施	引下げ対象の給与		
		本給	賞与	各種手当
267	66	26(39.4%)	57(86.4%)	8(12.1%)

- なお、賞与の引下げ内容としては、57園中、「支給月数の減」が29園（約51%）、「支給率の減」と「その他支給額の減」が各21園（約37%）。

（参考）賞与の支給状況（常勤職員の全園平均）

職種	令和4年度		令和3年度	
	平均支給額	平均月数	平均支給額	平均月数
保育士等（保育補助、講師除く）	1,144,528円	3.72月	1,140,675円	3.89月
調理師等	1,097,100円	3.88月	1,106,492円	4.14月
事務員等	1,053,862円	3.49月	1,063,781円	3.70月
園長	1,943,447円	4.00月	1,961,375円	4.05月

- 本給の引下げ内容について、26園中、「昇給停止」が13園（50%）、「昇給幅の見直し」が10園（約38%）、「本給の引下げ（給与表を見直し）」が4園（約15%）であった（複数回答可）。
- なお、「本給の引下げ（給与表を見直し）」を行った4園について、3園は園長のみが対象（うち1園は人件費等補助金とは関係のない理由）、1園は園長及び事務員（副園長）が対象であった。

（単位：園）

施設数	令和4年度分の本給を「引下げのみ」実施	本給の引下げ内容			
		昇給停止	昇給幅の見直し	本給の引下げ（給与表見直し）	その他引下げ
267	26	13(50.0%)	10(38.4%)	4(15.4%)	5(19.3%)

カ 「引下げのみ」を実施した園における給与以外の見直し状況

- 66園中、42園（約64%）では、給与以外の見直しは行われていない。
- 給与以外の見直しも実施した園は24園（約36%）あり、主な内容としては、「常勤職員から非常勤職員への切り替え」が7園、「退職職員等の職員補充の見送り」が6園、「備品購入の見送り」が3園であった。

キ 給与見直しの概算影響額

- ・ 引上げ・引下げを全て合算した場合の給与見直しの概算影響額は、令和4年度分では全体で約▲1.7億円、3職種（保育士等、調理師等、事務員等）で約▲1.4億円（回答数66園）、令和5年度分の予定（※）では全体で約▲1.0億円、3職種で約▲0.7億円であり（回答数77園）、2年度を合算すると、全体で約▲2.7億円、3職種で約▲2.1億円（回答数119園）であった。
- ・ また、「引下げ」のみの概算影響額は、令和4年度分では全体で約▲2.1億円、3職種で約▲1.7億円（回答数60園）、令和5年度分の予定では全体で約▲1.3億円、3職種で約▲1.1億円であり（回答数65園）、2年度を合算すると、全体では約▲3.4億円、3職種で約▲2.8億円（回答数105園）であった。

	令和4年度分	令和5年度分（予定）	合計
引上げ・引下げ合計	▲1.73億円	▲0.97億円	▲2.70億円
3職種のみ	▲1.40億円	▲0.73億円	▲2.13億円
引下げのみ	▲2.06億円	▲1.33億円	▲3.39億円
3職種のみ	▲1.71億円	▲1.06億円	▲2.77億円

※ 令和5年度分の給与見直し（予定含む）

- 221園のうち123園（約56%）は見直しの実施予定はなく、98園（約44%）で見直し実施予定。98園のうち、65園（約29%）が引下げのみ、12園（約5%）が引上げのみ、17園（約8%）が両方実施予定。

（単位：園）

施設数	回答数	令和5年度分の給与見直しを					
		① 実施しない 実施は未定	② 実施予定	方向性			
				引下げのみ	引上げのみ	両方	未回答
267	221	123(55.7%)	98(44.3%)	65(29.4%)	12(5.4%)	17(7.7%)	4(1.8%)

(3) 令和4年度分を「引下げのみ」実施した園（66園）に係る考察

- ・ 引下げ理由として最も多かったのは「XYZ判定」（24園／66園、約36%）であるが、支出が収入を上回るZ園（17園／24園、約71%）が「XYZ判定」を理由に引き下げること、一定、想定された動きである。
- ・ また、X園やY園で引き下げている園（7園／24園、約29%）の中には、
 - ① 引下げ前はZ園であったが、引下げの結果、判定が変わった園（1園）
 - ② 3職種全体ではX園やY園であっても、Z判定の職種があり、当該職種について引下げを行った園（4園）

もあり、これらについても、一定、想定された動きといえる。

- ・ 一方で、補助単価や経験年数加算の上限、他職種への充当禁止といった人件費等補助金の仕組み、制度の複雑さ等により収入を見込むことが困難であったこと、単に補助金額が減少する見込みであったことを理由に引下げを行った園もあった。
- ・ また、X園、Y園、Z園のいずれからでも、収入認定額からの控除割合（国給付費基本分単価の人件費相当分の6.5%）が少ない、整備償還金の返済が厳しい、修繕

経費が必要、積立てができないという意見が複数寄せられたことから、人件費以外の収支が要因となり、人件費に係る収入が支出を上回っている園（X園やY園）においても、給与が引き下げられた可能性も伺える。

- なお、複数職種の給与を見直した園が大半であった背景には、特定の職種のみZ判定であっても、当該職種だけ引き下げることが困難な実情や、制度が十分理解されていないために、X判定やY判定の職種も含めて同時に引き下げられた面もあると考えられる。

4 人件費等補助金に係る保育現場からの意見・要望

(1) 意見・要望の内容（3(3)を一部再掲）

- 各園及び保育関係団体等から様々な意見・要望をいただいているが、このうち、人件費に直接的に関係するものは主に以下のとおりであり、概ね「補助上限額の引上げ」に関するものである。

- 保育士等、調理師等、事務員等の補助単価（基礎単価）の引上げ
（保育士等：5, 172千円、調理師等・事務員等：4, 492千円）
※ 保育士等は保育補助を除く常勤単価であり、事務員等は国補助（保育体制強化事業）を活用した場合の単価
- 経験年数加算の上限（11年、7%）の引上げ
- 保育士等の常勤割合（常勤：非常勤＝8：2）の引上げ
- 保育士等の補助算定職員数（加配職員数）の拡大
- 収入認定額からの控除割合（6.5%）の拡大
- 障害児加配補助金の単価の引上げ
（1号児童分：1, 200千円、2・3号児童：3, 189千円）

- その他、人件費に直接的に関係しないものの、人件費補助制度の再構築に伴い、「積立てや将来の修繕への不安」、「整備経費の返済への不安」、「事務負担の軽減」といった意見・要望もいただいております。「収入認定額からの控除割合（6.5%）の拡大」については、積立てや整備経費に関連する要望としてもいただいております。
- また、入所児童数の減少により国給付費の収入が減少することに伴う運営への不安の声もあった。

(2) 意見・要望内容等に関する分析（人件費等補助金の上限等に関するもの）

ア 保育士等、調理師等、事務員等の補助単価（基礎単価）について

- 2(2)ウのとおり、令和4年度の常勤職員の平均人件費は、保育士等が5, 555千円、調理師等が5, 114千円、事務員等が5, 333千円であり、経験年数加算を踏まえた補助単価の上限額（保育士等：5, 534千円、調理師等・事務員等：4, 806千円）を上回っている。
- 一方で、平均人件費は年度によってばらつきがあり、年を経るごとに増加するといった傾向は見受けられない。
- なお、現在の補助単価の上限額においても、保育士等については、令和4年度賃金構造基本統計調査による保育士人件費（社会保険料の事業主負担分を含む）の全国平均（4, 470千円）を100万円以上上回っており、調理師等、事務員等についても、保育士等の補助単価を基準に、令和2年度の国給付費における保育士と調理師の想定単価の差額（680千円）を踏まえて設定している。

（参考）平均人件費の推移（常勤職員）

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育士等	5,525	5,384	5,393	5,555
調理師等	4,949	4,935	4,968	5,114
事務員等	5,562	5,233	5,349	5,333

- ・ なお、各園の平均人件費について、事業活動収支差額の黒字の園、赤字の園の平均値は、事務員等、園長で開きがあるが、配置数の多い保育士等、調理師等に大きな差はない。
(単位：千円)

事業活動 収支差額	園数	各園の平均人件費（常勤）の平均（※）			
		保育士等	調理師等	事務員等	園長
黒字	196	5,589	5,215	5,233	9,065
赤字	70	5,674	5,253	5,630	8,664
全体	266	5,611	5,225	5,368	8,959

※ 各園の平均人件費の平均であるため、全体の額は、全職員の人件費の平均をとった2(2)ウと一致しない。

イ 経験年数加算の上限（11年、7%）について

- ・ 経験年数加算の認定に当たり使用する常勤職員の平均経験年数については、保育士等は13.0年、調理師等は9.9年、事務員等は13.8年、3職種全体で12.6年となっている。
- ・ 3職種全体で見た場合（経験年数加算は園全体で判断）、平均経験年数が11年以上になると、11年未満と比べて大幅にZ園の割合が増加する（11年以上：48.0%、11年未満：25.8%）。
- ・ ただし、11年以上の園の半数には満たず、11年未満も含めた全体に占めるZ園の割合（40.2%）と比べ、著しく高いとまではいえず、妥当な範囲内である。
(単位：園)

平均経験年数（常勤のみ）	3職種全体			
	園数	X園	Y園	Z園
5年未満	7	5 (71.4%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)
5年以上10年未満	69	26 (37.7%)	25 (36.2%)	18 (26.1%)
10年以上11年未満	17	5 (29.4%)	6 (35.3%)	6 (35.3%)
11年未満	93	36 (38.7%)	33 (35.5%)	24 (25.8%)
11年以上	173	21 (12.1%)	69 (39.9%)	83 (48.0%)
11年以上15年未満	87	11 (12.6%)	34 (39.1%)	42 (48.3%)
15年以上20年未満	70	8 (11.4%)	28 (40.0%)	34 (48.6%)
20年以上	16	2 (12.5%)	7 (43.8%)	7 (43.8%)
全体	266	57 (21.5%)	102 (38.3%)	107 (40.2%)

- ・ なお、各園の平均経験年数について、事業活動収支差額の黒字の園、赤字の園の平均値に大きな差はない。
(単位：年)

事業活動 収支差額	園数	各園の平均経験年数（常勤）の平均（※）		
		保育士等	調理師等	事務員等
黒字	196	13.2	10.2	13.7
赤字	70	13.6	10.3	15.0
全体	266	13.3	10.2	14.2

※ 各園の平均経験年数の平均であり、全職員の経験年数の平均（保育士等：13.0年、調理師等：9.9年、事務員等：13.8年）とは一致しない。

ウ 保育士等の常勤割合（常勤：非常勤＝８：２）について

- ・ 保育士等について、常勤割合が８割を超えるとＺ園の割合が大きく増加するが、概ね半数（５７．１％）である。
- ・ また、常勤割合が８割を超えている園（２１園）は全体２６６園の１割未満であり、制度全体で考えると妥当な範囲内である。（単位：園）

常勤割合（保育士）	園数	保育士等		
		X園	Y園	Z園
～50.0%	107	46 (43.0%)	44 (41.1%)	17 (15.9%)
50.1～60.0%	61	21 (34.4%)	25 (41.0%)	15 (24.6%)
60.1～70.0%	38	13 (34.2%)	12 (31.6%)	13 (34.2%)
70.1～80.0%	39	16 (41.0%)	11 (28.2%)	12 (30.8%)
～80.0%	245	96 (39.2%)	92 (37.6%)	57 (23.3%)
80.1%～	21	4 (19.0%)	5 (23.8%)	12 (57.1%)
80.1～90.0%	13	2 (15.4%)	4 (30.8%)	7 (53.8%)
90.1%～	8	2 (25.0%)	1 (12.5%)	5 (62.5%)
全体	266	100 (37.6%)	97 (36.5%)	69 (25.9%)

- ・ なお、各園の常勤割合について、事業活動収支差額の黒字の園、赤字の園の平均値を比較すると赤字園の方が高いが、６割程度（６０．６％）である。（単位：園）

事業活動収支差額	園数	保育士等の常勤割合
黒字	196	54.3%
赤字	70	60.6%
全体	266	56.0%

エ 保育士等の補助算定職員数（加配職員数）について

- ・ 補助算定職員数の最大算定を超えて保育士等が配置されている場合、Ｚ園の割合が若干増える傾向にはあるが、大きくは変わらない（全体のＺ園の割合２５．９％に対して、２９．４％）。
- ・ また、補助算定職員数の最大値を超えて保育士等を配置されている園（３４園）は全体の１割強に止まっており、制度全体で考えると妥当な範囲内である。（単位：園）

補助算定職員数の状況	園数	保育士等		
		X園	Y園	Z園
①国＋条例基準まで	10	6 (60.0%)	4 (40.0%)	0 (0.0%)
②障害児まで	35	17 (48.6%)	13 (37.1%)	5 (14.3%)
③1歳児加配まで	4	2 (50.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)
④標準時間対応まで	118	50 (42.4%)	35 (29.6%)	33 (28.0%)
⑤休憩対応保育士まで	19	5 (26.3%)	7 (36.9%)	7 (36.8%)
標準時間休憩まで（最大算定）	80	20 (25.0%)	37 (46.2%)	23 (28.8%)
⑥実配置が補助算定職員数以内	46	16 (34.8%)	17 (36.9%)	13 (28.3%)
⑦実配置が補助算定職員数超過	34	4 (11.8%)	20 (58.8%)	10 (29.4%)
実配置が最大算定の範囲内（①～⑥合計）	232	96 (41.4%)	77 (33.2%)	59 (25.4%)
実配置が最大算定を超過（⑦）	34	4 (11.8%)	20 (58.8%)	10 (29.4%)
全体	266	100 (37.6%)	97 (36.5%)	69 (25.9%)

- ・ なお、保育士等の実配置数が補助算定職員数の最大値を超えている園の数は、事業活動収支差額が赤字の園よりも黒字の園の方が多い。

(単位：園)

事業活動収支差額	園数	保育士等最大算定以上の園
黒字	196	24
赤字	70	10
全体	266	34

(3) 保育現場からの意見・要望に関する分析に係る考察

- ・ いずれの内容についても、各々の上限を超えている園とそうでない園を比較すると、上限を超えている園の方が、Z園が増える傾向は伺えた。
- ・ 一方で、上限を超えていない園も含めた全体に占めるZ園の割合と大きな差がない、あるいはそもそも上限を超えている園の数が少数など、制度全体で捉えたときに、その1つ1つが大きな課題、具体的にはZ園が大幅に増える要因になっているとまではいえない。
- ・ また、意見・要望が多岐にわたっていることから、各園の状況や課題は様々であることが伺え、前述の状況も踏まえると、個別の意見・要望への対応では、効果を得られる園が限定的になると考えられる。

(参考) 第2号・3号認定子どもに係る利用定員の充足率に関する分析

- 入所児童数が増減した場合に最も大きな影響を受けるのは保育士等の必要配置数であるが、定員充足率(第2号・3号認定子どもに係る利用定員に占める入所児童数の割合)が低くなると、若干ではあるが、保育士等におけるZ園の割合が増加傾向にある(全体のZ園の割合25.9%に対して、30.3%)。

(単位：園)

定員充足率	園数	保育士等			
		X園	Y園	Z園	
定員超過	+30%～	3	2 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)
	+25%～	4	3 (75.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)
	+20%～	6	3 (50.0%)	3 (50.0%)	0 (0.0%)
	+15%～	18	9 (50.0%)	2 (11.1%)	7 (38.9%)
	+10%～	21	13 (61.9%)	6 (28.6%)	2 (9.5%)
	+5%～	35	14 (40.0%)	15 (42.9%)	6 (17.1%)
	±0%～	47	13 (27.7%)	22 (46.8%)	12 (25.5%)
	合計	134	57 (42.6%)	48 (35.8%)	29 (21.6%)
定員割れ	～▲5%	34	14 (41.2%)	10 (29.4%)	10 (29.4%)
	～▲10%	34	9 (26.5%)	11 (32.4%)	14 (41.1%)
	～▲15%	22	6 (27.3%)	8 (36.4%)	8 (36.3%)
	～▲20%	17	8 (47.1%)	7 (41.2%)	2 (11.7%)
	～▲25%	12	3 (25.0%)	6 (50.0%)	3 (25.0%)
	～▲30%	7	1 (14.3%)	3 (42.9%)	3 (42.8%)
	▲30%～	6	2 (33.3%)	4 (66.7%)	0 (0.0%)
	合計	132	43 (32.6%)	49 (37.1%)	40 (30.3%)
全体	266	100 (37.6%)	97 (36.5%)	69 (25.9%)	

- また、事業活動収支差額が黒字の園、赤字の園ごとに見た場合、黒字の園よりも赤字の園の方が定員充足率は低くなっている。

(単位：園)

事業活動収支差額	園数	定員充足率
黒字	196	99.5%
赤字	70	95.2%
全体	266	98.4%

※ 国給付費は入所児童数に応じて支払われるところ、定員に対する空き枠があると施設収入が減ることとなる。

5 調査結果等を踏まえた制度再構築の評価

(1) 制度再構築が目指したもの

ア 令和3年度までの制度の課題の解消

制度再構築の目的は、処遇の維持・向上を図りつつ、令和元年度、令和2年度の調査の結果明らかになった以下の旧制度の課題を解消することであった。

- ① 国制度給付費と市補助金との間で、充当の優先順位がないため、国制度給付費に優先して市補助金が充当されていた
- ② 使途の職種を限定していないため、他職種への充当が可能であった
- ③ 国制度給付費と市補助金の両制度をそれぞれ別個に運用しており、国制度の充実を確実に反映できる制度となっていない
- ④ これまで補助金の直接の交付先でない各園における執行状況を確認する仕組みがなかった

イ 令和4年度からの新たな補助制度

- ・ 本市の人件費補助制度は、従前から、全体として処遇の維持・向上を図るために行ってきたおり、給与や職員配置が基準を超える園など、個別園の給与を保障することを目的とはしていない。
- ・ この前提のもと、国の制度を基礎に、保育士等について全国平均を100万円以上上回る単価を設定するなど高い基準を設けたうえで、不足する人件費を補助することで、処遇の維持向上を図りながら、必要な職種に確実に人件費が行き渡るような制度とした。
- ・ また、各園で雇用や処遇の独自性を発揮いただくため、各園の判断で職種間の振り分けが可能な補助上限額の上乗せや、園の安定運営を可能とするための6.5%の控除を設けるとともに、人件費支出が超過している園に対しては、将来にわたって安定的な運営ができるよう検討いただくことを前提に、一定期間、不足分の一部を追加で補助する（持続可能な園運営に向けたサポート）こととしている。
- ・ 併せて、人件費以外の運営費を支援するための物件費補助金を創設し、各園における運営のあり方等の検討を支援するため、専門家（社会保険労務士、税理士）による無料の相談体制を確保した。
- ・ 新たな補助制度開始後も、障害児加配補助金の別制度化や、認定こども園の事務員の配置充実、アレルギー対応による調理員の加配など、関係団体の声を聞きながら、必要な充実を行ってきた。

(2) 調査結果等を踏まえた制度再構築の評価

- ・ 前述のとおり、人件費等補助金の対象職種の人件費収支は概ね均衡（全体の収支差額が約5億円、園平均約184万円）しており、補助金の規模としては適正である。
- ・ また、以下の点を考慮すると、全体として、制度再構築により、処遇を維持しつつ、旧制度の課題解消を図ることができているといえ、各園への直接執行としたことと併せ、制度再構築の目的は達成できている。
- ① 総人件費の全体の収支差額が圧縮・改善していること。
- ② 職種別に見ても、全職種（保育士等、調理師等、事務員等、園長）の収支差額が圧縮・改善していること。

- ③ 定期昇給があること等も含め、保育士等、調理師等、事務員等の職員ごとの人件費の平均・中央値が概ね増加していることから、全体として処遇の維持が図られていること。
- ・ しかし、全体として評価できる中でも、人件費支出が補助上限を超過している園（Z園）だけでなく、超過していない園（X園やY園）も含め、約3割の園で、いわゆる給与カットや昇給停止等の給与引下げが行われていることは事実である。
 - ・ 引下げ理由に関し、各園・団体からは様々な意見・要望があるが、人件費等補助金の制度上の上限等に関するものについては、前述のとおり、その1つ1つが制度全体において大きな課題になっているわけではない。
 - ・ 一方、意見・要望の内容は、積立ての確保や修繕、借入金の返済など、園運営全般にわたっており、職種別に補助する形としたことにより必要な職種に人件費が行き渡るようになる一方、修繕や借入金返済等の人件費以外に活用できる裁量が狭まったことにより、人件費を削減せざるを得なかった状況も伺える。
 - ・ なお、給与引下げを行っていない約7割の園についても、積立金の活用や事業費の削減、整備の先送りなどの運営上の工夫により対応されているが、給与引下げを行った園と同様の声がある。

6 今後の対応（案）

以上のことから、現在の制度の枠組みは維持し、各園に対しては今の制度の枠内で安定的な運営ができるよう、職員体制や処遇を含め、引き続き検討を求めることを前提に、人件費支出が補助上限を超過していないX園やY園などでも給与の引下げが行われた背景にある、人件費以外に活用できる裁量が狭まったことによる不安を払拭するため、**収入認定額からの控除割合を現在の1.5倍以上となる10.0%に拡大（6.5%→10.0%）し、各園の課題に応じた対応を一層可能とすることで安定的な運営を支援（+約3.8億円）**する。

本対応については、引き下げた給与の補填ではなく、令和4年2月市会の付帯決議も踏まえ、制度開始から3年後に行うこととしていた見直しを前倒しして実施するものであり、年度途中ではあるが、今後、**令和5年11月市会に補正予算を提案**し、承認いただければ、**令和5年度当初に遡って実施**する。

なお、今回の充実により、あるべき制度の形は整ったと考えており、各園に対しては、控除拡大分も活用し、次年度以降も持続可能な園運営を実施するよう求めていく。

また、調査結果等を踏まえ、**以下の対応についても、併せて実施**する（(2)アについても令和5年11月市会に補正予算を提案）。

(1) 調査結果等を踏まえた対応

ア 【継続】補助金制度の周知・見える化の徹底

各園の制度理解が更に進むよう、引き続き丁寧に制度周知を行うとともに、各園が相談しやすいよう、関係性の構築に努める。

また、各園が自園の状況に応じた園収入の見通しを随時立てられるよう、園収入に係る試算シートの運用をはじめとした補助金制度の見える化に引き続き努める。

イ 【継続】事務の簡素化・効率化

各園及び本市の負担の軽減を図るとともに、業務継続性を確保するため、これまでから実施してきた取組（本市で把握できる情報は入力のうち各園に送付する、共通の様式で対応ができるものは統一する、クラウドシステムの活用など）を継続するとともに、各園の意見を踏まえながら、関連部署とも連携を図り、更なる事務の簡素化・効率化に努める。

併せて、通知等を送付する際には、各園が理解しやすいよう、表現を工夫するなどにより分かりやすい周知に努める。

(2) その他の対応

ア 【新規】休日保育実施施設の負担軽減（+約0.2億円）

多様な保護者の就労形態等に対応するため、本市においては、各園の協力のもとで、休日保育、一時預かり、夜間保育など、様々な特別保育を実施している。

いずれも一部特定の園で実施いただいておりますが、実施園には国給付費の加算や補助金等を交付しているが、とりわけ休日保育実施園については、通常閉園している日曜・休日の保育を担っていただいていることもあり、負担が大きく、運営が厳しいとの声をいただいております。

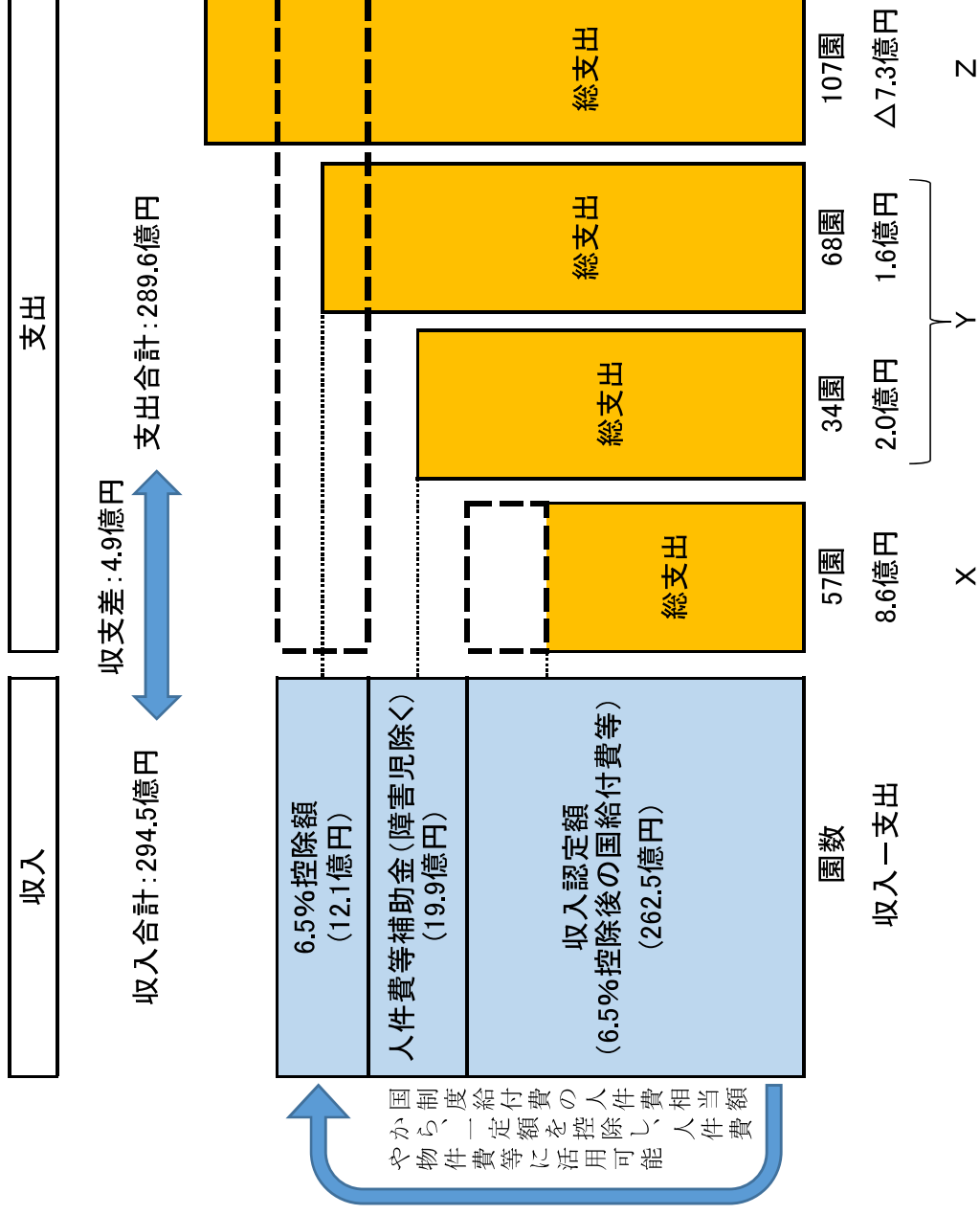
このことを踏まえ、日曜・休日の保育需要に安定的に対応いただくための体制を本市として一層推進するため、人件費等補助金算定上の収入認定額から、休日保育加算の収入を全額控除する取扱いとする。

イ 【継続】定員見直しの更なる柔軟化

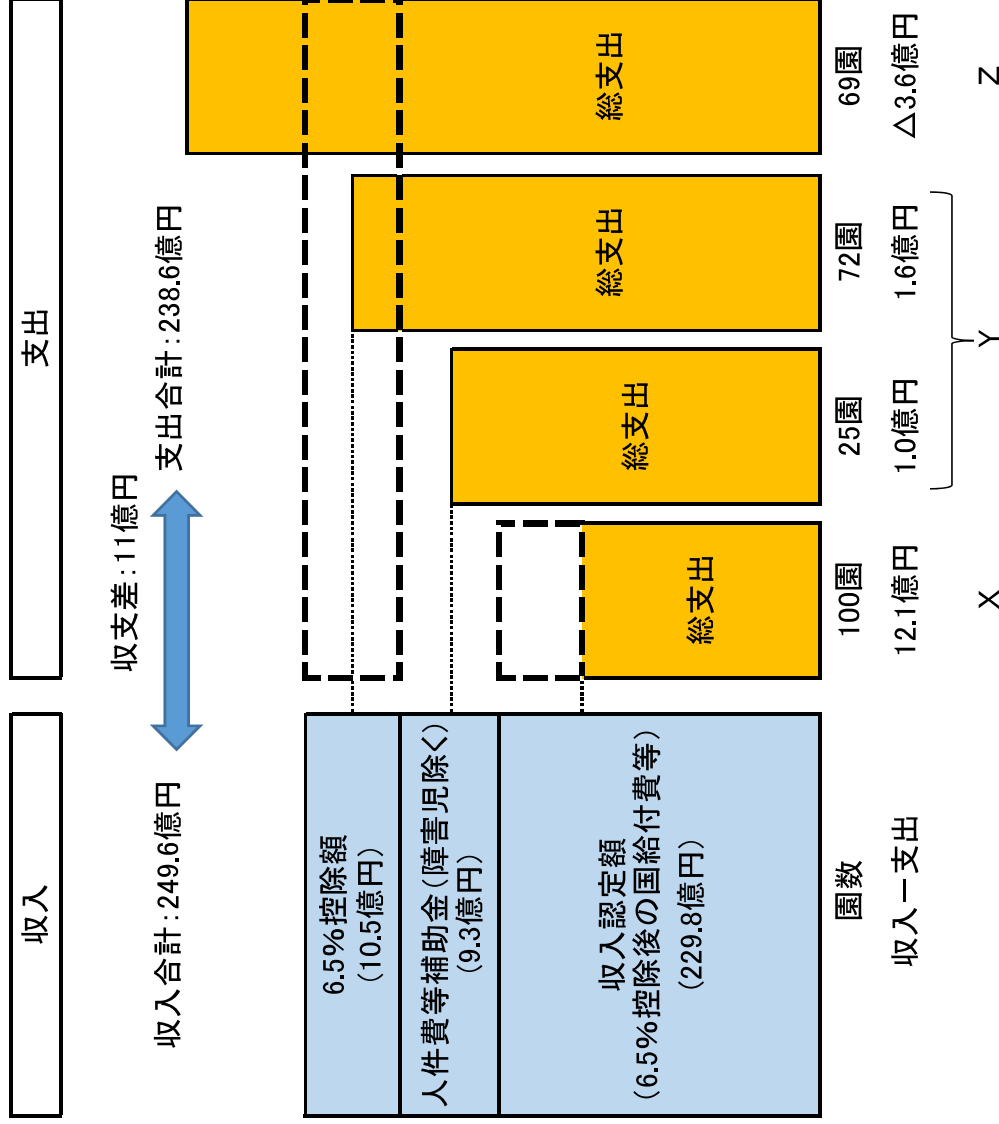
国の給付費については、定員数に基づく区分（10人ごと）に応じた単価に児童数を乗じて計算することとなっており、定員数が少ないほど単価は高くなるため、とりわけ定員割れが生じ、1つ下の単価区分に相当する児童数しか入所していない場合は、施設収入に与える影響が大きくなる。

そのため、令和4年度に定員変更ルールを見直し、柔軟な対応を可能としたところであるが、想定以上に少子化が進行する中で、前年度一年間の平均児童数を基に定員変更を認める現行ルールでは実利用人員と定員が乖離する状況があるという意見もある。こうした意見も踏まえ、待機児童対策に影響が生じないことを念頭に置きながら、必要な対策を検討する。

人件費等補助金(令和4年度分)の状況(3職種合計)

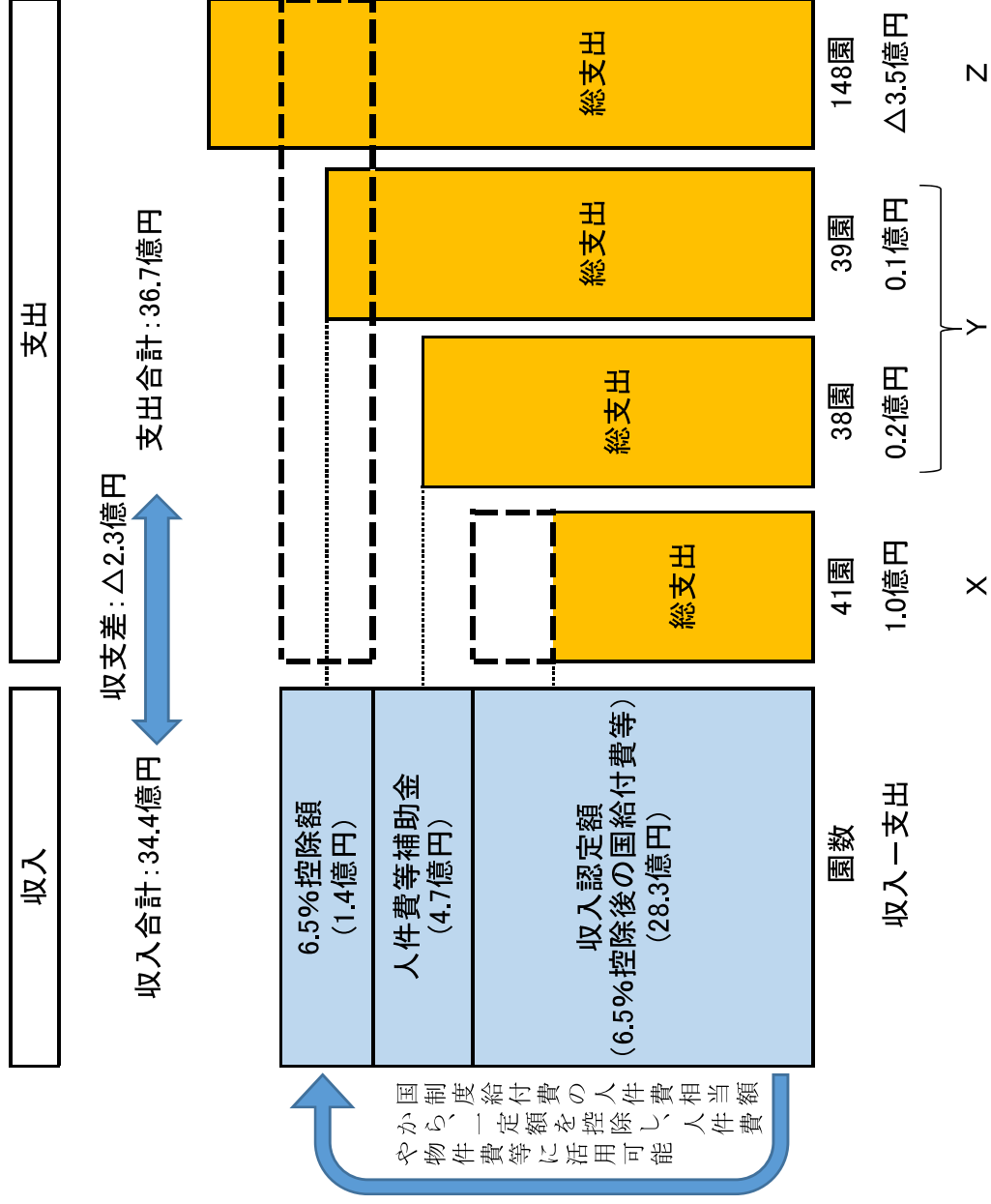


人件費等補助金(令和4年度分)の状況(保育士等)

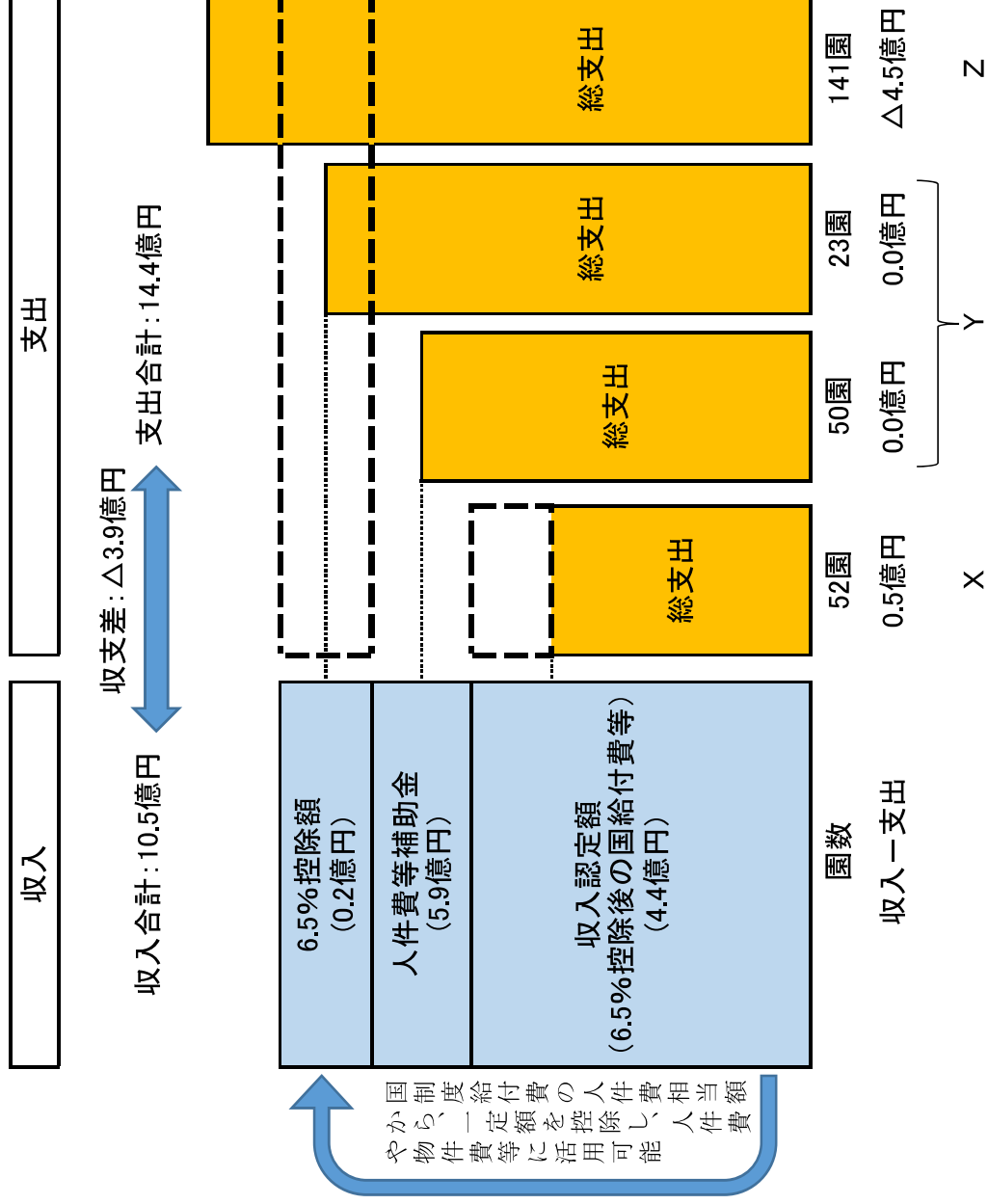


国制度から、一定額を控除し、人件費相当額や物件費等に活用可能

人件費等補助金(令和4年度分)の状況(調理師等)



人件費等補助金(令和4年度分)の状況(事務員等)



職種別の総人件費収支の状況（詳細）

1 分析方法

(1) 概要

保育園等においては、園長、保育士等（保育士、保健師、看護師、保育補助、講師等）、調理師等（調理師、栄養士、調理補助）、事務員等（事務員、用務員、清掃員、運転手）が働いており、これら4職種の第1号認定子ども分を含めた令和4年度分の人件費に係る園収入と園支出の総額を分析した。

(2) 算出方法

収入：以下の考え方にに基づき、職種別収入を算出

○国給付費

- ・ 基本分：職種ごとの金額が定められていないため、保育所の国通知において示されている職種ごとの人件費単価に国基準の必要職員数を乗じて得た額で按分して推計
- ・ 加算分：職種が指定されている加算は当該職種に、複数職種への加算の場合は基本分と同様に按分
- ・ 処遇改善（国補助金である処遇改善臨時特例交付金を含む）：基本分と同様に按分

○条例基準部分補助金：保育士等に按分

○その他市補助：各補助金（人件費等補助金、障害児加配補助金、時間外（延長）保育事業、一時預かり事業、医療的ケア児保育支援対策費、京都市地域子育て支援事業）の人件費相当額（嘱託医分を除く）の指定する職種に按分

支出：人件費等補助金の算定によって把握した園の職種別の人件費及び人件費以外の対象経費の合計

2 調査結果

保育士等（保育士、保健師、看護師、保育補助※、講師等）

※保育士資格を持たず保育業務を補助する者

(1) 概要

- 園支出（258億30百万円）＜園収入（282億94百万円）であり、その差額は約25億円（超過率91.3%）

※ 令和3年度調査結果は、園支出（259億99百万円）＜園収入（302億72百万円）で、差額は約43億円

【収支比較表（単位：百万円）】

		28,294
差額 2,464	25,830	その他市補助 2,334
		条例基準 1,480
手数料：56 委託：83 集計対象外： 357	派遣 747	処遇改善 (臨時特例含む) 4,475
	非常勤 4,236	加算分 2,826
	常勤 20,351	基本分 17,179
	園支出	園収入

集計対象外：
職種は特定されているが、退職者の前年度給与などであり、人件費全体の支出には算入したが、詳細分析からは除外したもの

(2) 詳細分析

（職員1人当たりの平均人件費及び平均給与）

- 保育士等（保育補助及び講師を除く）の常勤職員の平均人件費は約556万円であり、職種別の園収入から想定される1人当たりの単価約542万円（※）と同水準。
- ※ 園収入（282億94百万円）を、人件費等補助金における第2号・3号認定子どもに係る補助算定職員数及び第1号認定子どもに係る必要職員数の合計（5,223人）で除して得た単価。
- また、平均給与（上記の平均人件費から、社会保険料の事業主負担分を除いた額）は約477万円であった。

（参考）令和4年度全国平均は保育士447万円（年間給与額・社会保険料の事業主負担分を含む。除くと384万円）※賃金構造基本統計調査

（常勤職員のうち、12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- 最大値は約1,888万円、最小値は約235万円であり、大きな差があった。
- また、中央値は約536万円であった。

(3) 考察

- 常勤職員の給与水準は、園収入の各種制度（国給付費、条例基準部分補助金及びその他市補助金）で想定している水準と同水準。
- 収支差額（収入＞支出）は令和3年度（約43億円）比で約18億円圧縮・改善しているとともに、常勤職員の人件費支出の平均は令和3年度（約539万円）比で約

17万円、中央値も令和3年度(約530万円)比で約6万円増加していることから、定期昇給等を踏まえると、全体として処遇を維持しつつ、旧制度の課題解消を図ることができているといえる。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数

(単位：人)

	常勤職員	非常勤職員	派遣職員	集計対象外
保育士等(保育補助及び講師を除く)	3,642	2,314	302	406

■職員1人当たりの想定単価及び平均人件費

(単位：千円)

	園収入	園支出		
	想定単価	常勤職員	非常勤職員	派遣職員
保育士等(保育補助及び講師を除く)	5,418	5,555	1,638	2,365

■常勤職員(12箇月勤務)1人当たり人件費の分布状況

	分布状況			
	母数	最大値	最小値	中央値
保育士等(保育補助及び講師を除く)	3,451人	18,877千円	2,354千円	5,363千円

調理師等（調理師、栄養士、調理補助）

(1) 概要

- 園支出（36億46百万円）>園収入（35億53百万円）であり、その差額は約1億円（超過率102.6%）

※ 令和3年度調査結果は、園支出（34億58百万円）>園収入（32億85百万円）で、差額は約2億円

【収支比較表（単位：百万円）】

3,646		3,553		差額 93	
非常勤 442	常勤 2,802	市補助 471			
		処遇改善（臨時特例含む） 585			
		加算分 290			
		基本分 2,207			
園支出		園収入			

派遣：51
委託：264
手数料：6
集計対象外：81

(2) 詳細分析

（職員1人当たりの平均人件費）

- 常勤職員の平均人件費は約511万円となり、職種別の園収入から想定される1人当たりの単価約465万円（※）を上回る。

※ 園収入（35億53百万円）を、人件費等補助金における補助算定職員数（765人）で除して得た単価。

- また、平均給与（上記の平均人件費から、社会保険料の事業主負担分を除いた額）は約440万円であった。

（参考）令和4年度全国平均は調理従事者363万円（年間給与額・社会保険料の事業主負担分を含む。除くと312万円）※賃金構造基本統計調査

（常勤職員のうち、12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- 最大値は約874万円、最小値は約269万円であり、大きな差があった。
- また、中央値は約497万円であった。

(3) 考察

- 収支差額（収入<支出）は令和3年度（約2億円）比で約1億円圧縮・改善するとともに、常勤職員の人件費の平均は令和3年度（約497万円）比で約14万円、中央値も令和3年度（約492万円）比で約5万円増加していることから、定期昇給等を踏まえると、全体として処遇を維持しつつ、旧制度の課題解消を図ることができているといえる。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数

(単位：人)

	常勤職員	非常勤職員	派遣職員	集計対象外
調理師等	548	379	31	72

■職員1人当たりの想定単価及び平均人件費

(単位：千円)

	園収入	園支出		
	想定単価	常勤職員	非常勤職員	派遣職員
調理師等	4,645	5,114	1,167	1,620

■常勤職員（12箇月勤務）1人当たり人件費の分布状況

	分布状況			
	母数	最大値	最小値	中央値
調理師等	520人	8,736千円	2,692千円	4,969千円

事務員等（事務員、用務員、清掃員、運転手）

(1) 概要

- 園支出（14億55百万円）>園収入（10億96百万円）であり、その差額は約4億円（超過率132.8%）

※ 令和3年度調査結果は、園支出（12億86百万円）>園収入（6億21百万円）で、差額は約7億円

【収支比較表（単位：百万円）】

1,455				差額 359
		1,096		
非常勤 388 常勤 656	市補助	590		
	処遇改善（臨時特例含む）	67		
	加算分	182		
	基本分	257		
園支出		園収入		

派遣：14
委託：314
集計対象外：83

(2) 詳細分析

（職員1人当たりの平均人件費）

- 常勤職員の平均人件費は約533万円となり、職種別の園収入から想定される1人当たりの単価約388万円（※）を大きく上回る。

※ 園収入（10億96百万円）を、人件費等補助金における補助算定職員数（283人）で除して得た単価。

（常勤職員のうち、12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- 最大値は約1,192万円、最小値は約235万円であり、大きな差があった。
- また、中央値は約524万円であった。

(3) 考察

- 収支差額（収入<支出）は令和3年度（約7億円）比で約3億円圧縮・改善しているとともに、常勤職員の**人件費の平均は令和3年度（約535万円）比で約2万円減少しているものの、中央値は令和3年度（約521万円）比で約3万円増加していることから、定期昇給等を踏まえ、全体として処遇を維持しつつ、旧制度の課題解消を図ることができている**といえる。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数

(単位：人)

	常勤職員	非常勤職員	派遣職員	集計対象外
事務員等	123	328	14	24

■職員1人当たりの想定単価及び平均人件費

(単位：千円)

	園収入	園支出		
	想定単価	常勤職員	非常勤職員	派遣職員
事務員等	3,879	5,333	1,184	1,005

■常勤職員（12箇月勤務）1人当たり人件費の分布状況

	分布状況			
	母数	最大値	最小値	中央値
事務員等	117人	11,921千円	2,345千円	5,238千円

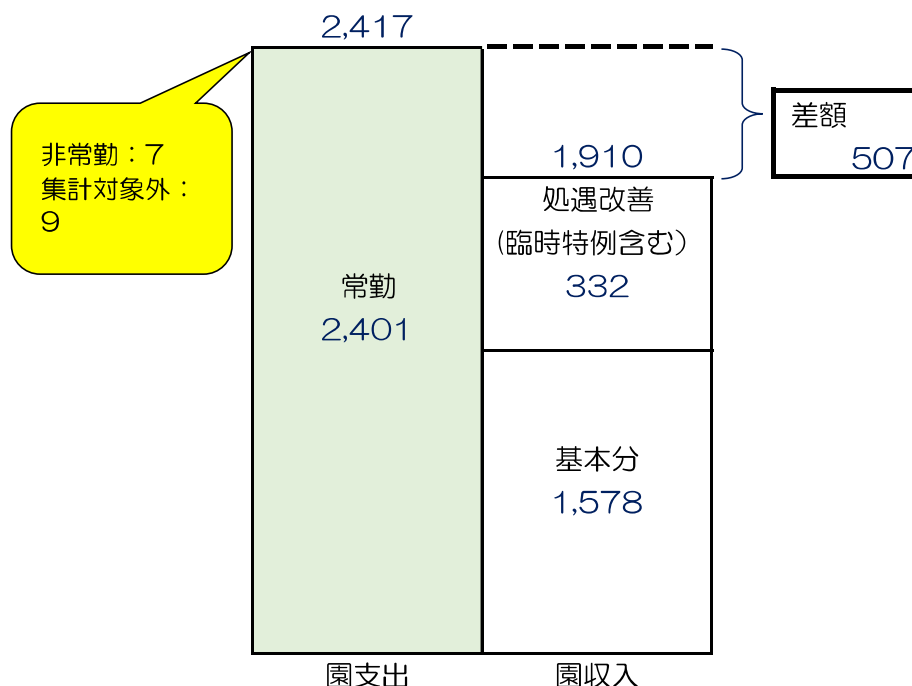
園長

(1) 概要

- ・ 園支出（24億17百万円）>園収入（19億10百万円）であり、その差額は約5億円（超過率126.5%）

※ 令和3年度調査結果は、園支出（24億48百万円）>園収入（17億62百万円）で、差額は約7億円

【収支比較表（単位：百万円）】



(2) 詳細分析

（職員1人当たりの平均人件費）

- ・ 常勤職員の平均人件費は約909万円となり、職種別の園収入から想定される1人当たりの単価約718万円（※）を大きく上回る。

※ 園収入（19億10百万円）を、国給付費における想定数（266人）で除して得た単価。

（常勤職員のうち、12箇月勤務した職員1人当たり人件費の分布状況）

- ・ 最大約1,765万円、最小約279万円と園によって大きな差がある。
- ・ また、中央値は約909万円であった。

(3) 考察

- ・ 収支差額（収入<支出）は令和3年度（約7億円）よりも約2億円圧縮・改善していることから、全体として旧制度の課題解消が一定進んでいるといえる。

<参考>

■職種別・勤務形態別人数

(単位：人)

	常勤職員	非常勤職員	派遣職員	集計対象外
園長	264	1	-	5

■職員 1 人当たりの想定単価及び平均人件費

(単位：千円)

	園収入	園支出		
	想定単価	常勤職員	非常勤職員	派遣職員
園長	7,180	9,094	7,019	0

■常勤職員（12 箇月勤務）1 人当たり人件費の分布状況

	分布状況			
	母数	最大値	最小値	中央値
園長	259人	17,654千円	2,794千円	9,089千円

園運営の実態に係る調査結果

1 調査内容

各園に対し、令和4年度分（実績）及び令和5年度分（予定）の職員給与（※1）の見直し（※2）有無等に係る調査を実施（主な調査期間：令和5年6月～7月）

※1 職員は雇用職員に限る（派遣職員や業務委託は除く）。給与は、「本給」、「賞与（一時金、寸志含む）」、「各種手当（通勤手当等）」を指す。

※2 見直しは、「引上げ」と「引下げ」の両方を含む。

2 回答数

221園／267園（約83%）

※ 令和4年度の民間保育園等（認定こども園のうち幼稚園型を除く。）268園のうち、同年度中に廃園した1園を除く267園が調査対象。

3 調査結果

(1) 令和4年度分の状況（実績）

ア 見直し状況（母数：回答のあった全221園）

221園中、約3分の2に当たる136園（約62%）では「給与見直しは実施なし」、「引下げのみ」を実施した園は66園（約30%）、「引上げのみ」は4園（約2%）、「引上げと引下げの両方」は14園（約6%）、「（見直したが、方向性は）未回答」1園。

→ 85園（約38%）で何らかの見直しが行われた。

（単位：園）

施設数	回答数	令和4年度分の給与見直しを					
		① 実施しなかった	② 実施した	方向性			
				引下げのみ	引上げのみ	両方	未回答
267	221	136(61.5%)	85(38.5%)	66(29.9%)	4(1.8%)	14(6.3%)	1(0.5%)

イ 見直した職種（母数：何らかの見直しをした85園）

「園長」は85園中79園（約93%）、「保育士等」は81園（約95%）、「調理師等」は75園（約88%）、「事務員等」は51園（約60%）、「その他職種（理事長等）」は9園（約11%）。

（単位：園）

施設数	令和4年度分の給与見直しを実施	見直し対象の職種				
		園長	保育士等	調理師等	事務員等	その他職員
267	85	79(92.9%)	81(95.3%)	75(88.2%)	51(60.0%)	9(10.6%)

また、同時に何職種を見直したかは、1職種のみは3園（約4%）、2職種は2園（約2%）、3職種は33園（約39%）、4職種は41園（約48%）、5職種は5園（約6%）、未回答は1園。

（単位：園）

施設数	令和4年度分の給与見直しを実施	見直し対象は何職種か					
		1職種	2職種	3職種	4職種	5職種	未回答
267	85	3(3.5%)	2(2.4%)	33(38.8%)	41(48.2%)	5(5.9%)	1(1.2%)

ウ 「引下げのみ」を実施した園のXYZ判定（母数：「引下げのみ」の66園）

66園中、3職種全体のXYZ分布は、X園が8園（約12%）、Y園が21園（約32%）、Z園が37園（約56%）。

職種別では、保育士等はX園が12園（約18%）、Y園が32園（約49%）、Z園が22園（約33%）。調理師等はX園が6園（約9%）、Y園が26園（約39%）、Z園が34園（約52%）。事務員等はX園が10園（約15%）、Y園が17園（約26%）、Z園が39園（約59%）。

（単位：園）

施設数	令和4年度分の給与を「引下げのみ」実施	XYZ判定			
		3職種	X園	Y園	Z園
267	66	保育士等	12 (18.2%)	32 (48.5%)	22 (33.3%)
		調理師等	6 (9.1%)	26 (39.4%)	34 (51.5%)
		事務員等	10 (15.1%)	17 (25.8%)	39 (59.1%)
		3職種	8 (12.1%)	21 (31.8%)	37 (56.1%)

エ 「引下げのみ」を実施した一番の理由（母数：「引下げのみ」の66園）

66園中、24園（約36%）が「XYZ判定」、「人件費等補助金の補助制度」が14園（約21%）、「その他人件費等補助金に係る理由」が12園（約18%）、「人件費等補助金以外の理由」が5園（約8%）、「未回答」11園（約17%）。

（単位：園）

施設数	令和4年度分の給与を「引下げのみ」実施	「引下げのみ」の理由				
		人件費等補助金に由来する理由			人件費等補助金以外の理由	未回答
		XYZ判定	補助制度	その他理由		
267	66	24(36.3%)	14(21.2%)	12(18.2%)	5(7.6%)	11(16.7%)

また、「XYZ判定」を一番の理由とした24園のうち、令和4年度分のXYZ分布としては、3職種でX園が3園（約12%）、Y園が4園（約17%）、Z園が17園（約71%）。

（単位：園）

施設数	XYZ判定を一番の理由に令和4年度分の給与を「引下げのみ」実施	XYZ判定			
		3職種	X園	Y園	Z園
267	24	3職種	3 (12.5%)	4 (16.7%)	17 (70.8%)
		保育士等	5 (20.9%)	8 (33.3%)	11 (45.8%)
		調理師等	4 (16.7%)	6 (25.0%)	14 (58.3%)
		事務員等	6 (25.0%)	4 (16.7%)	14 (58.3%)

オ 「引下げのみ」を実施した園における引下げ対象の職種（母数：「引下げのみ」の66園）

「園長」を引き下げた園は66園中63園（約95%）、「保育士等」は63園（約95%）、「調理師等」は60園（約91%）、「事務員等」は37園（約56%）、「その他職種（理事長等）」は8園（約12%）。

（単位：園）

施設数	令和4年度分の給与を「引下げのみ」実施	引下げ対象の職種				
		園長	保育士等	調理師等	事務員等	その他職員
267	66	63(95.4%)	63(95.4%)	60(90.9%)	37(56.1%)	8(12.1%)

また、同時に何職種を引き下げたかは、1職種のみは3園（約5%）、2職種は2園（約3%）、3職種は24園（約36%）、4職種は33園（約50%）、5職種は4園（約6%）。

（単位：園）

施設数	令和4年度分の給与を「引下げのみ」実施	引下げ対象は何職種か				
		1職種	2職種	3職種	4職種	5職種
267	66	3(4.5%)	2(3.0%)	24(36.4%)	33(50.0%)	4(6.1%)

カ 「引下げのみ」を実施した園における引下げ対象の勤務形態（母数：「引下げのみ」の66園）

「常勤職員」は66園中65園（約98%）、「非常勤職員」は29園（約44%）。

（単位：園）

施設数	令和4年度分の給与を「引下げのみ」実施	引下げ対象の勤務形態	
		常勤	非常勤
267	66	65(98.4%)	29(43.9%)

キ 「引下げのみ」を実施した園における引下げ内容(母数:「引下げのみ」の66園)

引き下げた給与について、「賞与」が66園中57園(約86%)で、「本給」が26園(約39%)、「各種手当」が8園(約12%)。

(単位:園)

施設数	令和4年度分の給与を「引下げのみ」実施	引下げ対象の給与		
		本給	賞与	各種手当
267	66	26(39.4%)	57(86.4%)	8(12.1%)

「賞与」の引下げ内容について、57園中29園(約51%)が「支給月数の減」、「支給率の減」と「その他支給額の減」で各21園(約37%)であった。

(単位:園)

施設数	令和4年度分の賞与を「引下げのみ」実施	賞与の引下げ内容			
		支給月数の減	支給率の減	その他支給額の減	未回答
267	57	29(50.9%)	21(36.8%)	21(36.8%)	2(3.5%)

「本給」の引下げ内容について、「昇給停止」が26園中13園(50%)、「昇給幅の見直し」が10園(約38%)であった。

なお、「本給の引下げ(給与表を見直し)」を行った4園について、3園は園長のみが対象(うち1園は人件費等補助金とは関係のない理由)、1園は園長及び事務員(副園長)が対象であった。

(単位:園)

施設数	令和4年度分の本給を「引下げのみ」実施	本給の引下げ内容			
		昇給停止	昇給幅の見直し	本給の引下げ(給与表見直し)	その他引下げ
267	26	13(50.0%)	10(38.4%)	4(15.4%)	5(19.3%)

ク 「引下げのみ」の園における給与以外の見直し状況(母数:「引下げのみ」の66園)

給与以外の資金面の見直しを実施した園が66園中24園(約36%)、実施していない園が42園(約64%)。

主な実施内容は、「常勤職員から非常勤職員への切り替え」が24園中7園(約29%)、「退職職員等の職員補充の見送り」が6園(約25%)、「備品購入の見送り」が3園(約12%)。

(単位:園)

施設数	令和4年度分の給与を「引下げのみ」実施	給与以外の令和4年度分の見直しを					
		① 実施しなかった	② 実施した	実施内容			
				勤務形態の切替え	職員補充の見送り	備品購入の見送り	その他
267	66	42(63.6%)	24(36.4%)	7(10.7%)	6(9.1%)	3(4.4%)	8(12.2%)

(2) 令和5年度分の状況（予定含む）

ア 見直し予定の状況（母数：回答のあった全221園）

「引下げのみ」を実施予定の園は221園中65園（約29%）、「引上げのみ」は12園（約5%）、「引上げと引下げの両方」は17園（約8%）、「（見直すが、方向性は）未回答」4園（約2%）、半数以上の123園（約56%）では「給与見直しは実施しない・実施は未定」。

→ 少なくとも98園（約44%）で何らかの見直しが実施される予定。

（単位：園）

施設数	回答数	令和5年度分の給与見直しを					
		① 実施しない 実施は未定	② 実施予定	方向性			
				引下げのみ	引上げのみ	両方	未回答
267	221	123(55.7%)	98(44.3%)	65(29.4%)	12(5.4%)	17(7.7%)	4(1.8%)

イ 見直し予定の職種（母数：何らかの見直しを実施予定の98園）

「園長」は98園中82園（約84%）、「保育士等」は95園（約97%）、「調理師等」は87園（約89%）、「事務員等」は43園（約44%）、「その他職種（理事長等）」は8園（約8%）。

（単位：園）

施設数	令和5年度分の給与見直しを実施予定	見直し対象の職種（予定）				
		園長	保育士等	調理師等	事務員等	その他職員
267	98	82(83.7%)	95(96.9%)	87(88.8%)	43(43.9%)	8(8.2%)

また、同時に何職種を見直し予定かは、1職種のみは5園（約5%）、2職種は13園（約13%）、3職種は20園（約20%）、4職種は55園（約56%）、5職種は5園（約5%）。

（単位：園）

施設数	令和5年度分の給与見直しを実施予定	見直し対象は何職種か（予定）				
		1職種	2職種	3職種	4職種	5職種
267	98	5(5.1%)	13(13.3%)	20(20.4%)	55(56.1%)	5(5.1%)

ウ 引下げ予定の理由（母数：「引下げのみ」を実施予定の65園）

「XYZ判定」が65園中35園（約54%）、「人件費等補助金の補助制度」が11園（約17%）、「その他人件費等補助金に係る理由」が5園（約8%）、「人件費等補助金以外の理由」が5園（約8%）、「未回答」9園（約14%）。

（単位：園）

施設数	令和5年度分の給与を「引下げのみ」実施予定	「引下げのみ」（予定）の理由				
		人件費等補助金に由来する理由			人件費等補助金以外の理由	未回答
		XYZ判定	補助制度	その他理由		
267	65	35(53.9%)	11(16.9%)	5(7.7%)	5(7.7%)	9(13.8%)

(3) 2箇年分（令和4年度分と令和5年度分）の状況

ア 見直しの状況（母数：回答のあった全221園）

2箇年分的一方又は両方について「引下げのみ」を実施（予定含む）の園は221園中102園（約46%）、「引上げのみ」は13園（約6%）、「引上げと引下げの両方」は29園（約13%）、「（見直すが、方向性は）未回答」2園（約1%）、「給与見直しは実施しない・見直しは未定」は75園（約34%）。

→ 3分の2に当たる146園（約66%）で何らかの見直しが行われる予定。

（単位：園）

施設数	回答数	令和4年度分又は令和5年度分の給与見直しを					
		① 実施しない 実施は未定	② 実施予定	方向性			
				引下げのみ	引上げのみ	両方	未回答
267	221	75(33.9%)	146(66.1%)	102(46.2%)	13(5.9%)	29(13.1%)	2(0.9%)

また、各回答と令和4年度分の3職種のXYZ分布については、「引下げのみ」では、X園は11園（約11%）Y園は42園（約41%）Z園は49園（約48%）。

同じく「引上げのみ」では、X園は2園（約15%）Y園は8園（約62%）Z園は3園（約23%）。

「引上げと引下げの両方」では、X園は7園（約24%）Y園は5園（約17%）Z園は17園（約59%）。

「給与見直しは実施しない・実施は未定」では、X園は27園（約36%）Y園は24園（約32%）Z園は24園（約48%）。

（単位：園）

施設数	① 実施しない 実施は未定	X園			Y園			Z園					
		3職種	保育士等	調理師等	事務員等	3職種	保育士等	調理師等	事務員等	3職種	保育士等	調理師等	事務員等
267	75	27 (36.0%)	37 (49.3%)	19 (25.3%)	22 (29.3%)	24 (32.0%)	20 (26.7%)	27 (36.0%)	17 (22.7%)	24 (32.0%)	18 (24.0%)	29 (38.7%)	36 (48.0%)
		②実施予定 引下げのみ			X園			Y園			Z園		
		3職種	保育士等	調理師等	事務員等	3職種	保育士等	調理師等	事務員等	3職種	保育士等	調理師等	事務員等
	102	11 (10.8%)	25 (24.5%)	5 (4.9%)	16 (15.7%)	42 (41.2%)	46 (45.1%)	35 (34.3%)	33 (32.3%)	49 (48.0%)	31 (30.4%)	62 (60.8%)	53 (52.0%)
		②実施予定 引上げのみ			X園			Y園			Z園		
		3職種	保育士等	調理師等	事務員等	3職種	保育士等	調理師等	事務員等	3職種	保育士等	調理師等	事務員等
	13	2 (15.4%)	7 (53.8%)	2 (15.4%)	4 (30.8%)	8 (61.5%)	4 (30.8%)	4 (30.8%)	3 (23.1%)	3 (23.1%)	2 (15.4%)	7 (53.8%)	6 (46.1%)
		②実施予定 両方			X園			Y園			Z園		
		3職種	保育士等	調理師等	事務員等	3職種	保育士等	調理師等	事務員等	3職種	保育士等	調理師等	事務員等
	29	7 (24.1%)	9 (31.0%)	3 (10.3%)	6 (20.7%)	5 (17.2%)	12 (41.4%)	6 (20.7%)	8 (27.6%)	17 (58.6%)	8 (27.6%)	20 (69.0%)	15 (51.7%)

イ 2箇年連続で「引下げのみ」の状況（母数：令和4年度で「引下げのみ」の66園）

令和4年度分で「引下げのみ」の66園のうち、令和5年度分も「引下げのみ」を実施予定は18園（66園中は27%で、回答数221園中の約8%）。

（単位：園）

施設数	令和4年度分の本給を「引下げのみ」実施	令和5年度分の給与見直しを					
		① 実施しない 実施は未定	② 実施予定	方向性			
				引下げのみ	引上げのみ	両方	未回答
267	66	37(56.1%)	29(43.9%)	18(27.3%)	1(1.5%)	7(10.6%)	3(4.5%)

ウ 給与見直しの概算影響額（母数：何らかの見直しを実施予定の園のうち、概算影響額について回答のあった園）

引上げ・引下げを全て合算した場合の給与見直しの概算影響額は、令和4年度分では全体で約▲1.7億円、3職種（保育士等、調理師等、事務員等）で約▲1.4億円（回答数66園）、令和5年度分の予定では全体で約▲1.0億円、3職種で約▲0.7億円であり（回答数77園）、2年度を合算すると、全体で約▲2.7億円、3職種で約▲2.1億円（回答数119園）であった。

また、「引下げ」のみの概算影響額は、令和4年度分では全体で約▲2.1億円、3職種で約▲1.7億円（回答数60園）、令和5年度分の予定では全体で約▲1.3億円、3職種で約▲1.1億円であり（回答数65園）、2年度を合算すると、全体では約▲3.4億円、3職種で約▲2.8億円（回答数105園）であった。

	令和4年度分	令和5年度分（予定）	合計
引上げ・引下げ合計	▲1.73億円	▲0.97億円	▲2.70億円
3職種のみ	▲1.40億円	▲0.73億円	▲2.13億円
引下げのみ	▲2.06億円	▲1.33億円	▲3.39億円
3職種のみ	▲1.71億円	▲1.06億円	▲2.77億円